

生態環境部、炭素排出権の管理規則を公布

生態環境部は2021年5月17日、「炭素排出権登記管理規則（試行）」、「炭素排出権取引管理規則（試行）」および「炭素排出権決済管理規則（試行）」公布に関する公告（生態環境部公告2021年第21号、以下、本公告）を公布・施行しました。

2021年2月、「炭素排出権取引管理弁法（試行）」が施行され、全国炭素排出権取引市場の設置、炭素排出権の集中統一取引の実施が明確化されました。本公告は、全国炭素排出権の登記・取引・決済をさらに規範化したものです。

本公告により、取引主体は重点排出単位・国家の関連取引規則に合致する機構・個人と規定されました。また、取引商品は、現状、炭素排出枠のみですが、生態環境部は、国家の関連規定に基づきその他の取引商品を追加することができます。取引主体は、「1トンあたりの二酸化炭素（CO₂）の価格」を単位として、登記・口座開設手続き後、全国炭素排出権取引システム（以下、取引システム）を通じて取引を行います。

＜本公告の概要＞

登記管理規則

- 登記主体
 - ・ 重点排出単位※、規定に合致する機構・個人
 - ※ 重点排出単位とは、全国炭素排出権取引市場に含まれる業種、かつ温室効果ガスの年間排出量が2.6万トンCO₂に達している温室効果ガス重点排出単位のこと
- 全国炭素排出権登録登記機関（以下、登録登記機関）
 - ・ 申請に基づき登記主体のために、全国炭素排出権登録登記システム（以下、登録登記システム）において登記アカウントを開設し、全国炭素排出権の保有・変更・決済・抹消などの記録に使用
 - ・ 登録登記機関の成立までは、湖北炭素排出権取引センターが具体的な業務を担当
- 登記アカウントの管理

開設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登記主体あたり、1アカウントのみ開設可 ・ 登記主体は、基本情報・連絡先・関連証明資料などの申請資料を提出 ・ 登録登記機関は、審査通過後5営業日以内にアカウントを開設、登記主体に通知
情報変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登記主体の名称、営業許可証などに変更が生じた場合、関連証明資料の提出・情報変更手続きが必要 ・ 登録登記機関は、登記アカウントの使用状況を定期的に検査し、情報の不一致または変更手続き未完了などのアカウントに対して使用制限などの措置を実施
抹消	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人・非法人組織の登記主体に合併・分割・法に基づく解散または破産などによる主体資格の喪失などが発生した場合、登記主体または法に基づきその権利義務を継承した主体は、関連申請資料を提出し、登記アカウントの抹消を申請

※ 登記アカウント管理の内容は、主として非個人を対象。個人については、規定原文ご参照

● 登記

- ・ 登記主体は、登録登記システムを通じて炭素排出枠の保有量・保有状態などの情報を照会可能
 - ・ 重点排出単位は、生態環境部の規定に合致する国家認証任意排出削減量（CCER）※を使用して排出枠との相殺・決済可能。登録登記機関は、当該 CCER の抹消証明資料に基づき、相殺登記を実施
 - ・ 登記主体が温室効果ガス排出減少などの公益目的で、保有する炭素排出枠を任意で抹消する場合、登録登記機関は、当該主体のために変更登記を行い、関連証明を発行
 - ・ 炭素排出枠の継承・強制執行などの方式による譲渡の場合、登記主体または法に基づき権利義務を継承する主体は、登録登記機関に有効な証明文書を提出し、登録登記機関が審査後に変更登記を実施
- ※ 中国国内の再生可能エネルギー・森林の CO₂ 吸収源・メタンガス利用などのプロジェクトの温室効果ガス排出削減効果について定量化検査を行い、国家温室効果ガス任意削減取引登録登記システムに記録された温室効果ガスの排出量

取引管理規則

● 全国炭素排出権取引機関（以下、取引機関）

- ・ 全国炭素排出権の集中統一取引を実施
- ・ 取引機関の成立までは、上海環境エネルギー取引所が具体的な業務を担当

● 取引

取引主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重点排出単位、国家の関連取引規則に合致する機構・個人 ・ 取引機関において実名の取引アカウントを開設、取引番号を取得のうえ、登録登記機関・決済銀行でそれぞれ登記アカウント・資金口座を開設 ・ 取引主体あたり、1 アカウントのみ開設可
取引商品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 炭素排出枠 (生態環境部は、国家関連規定に基づき適時その他の取引商品を追加可能) ・ 炭素排出枠の計算単位は、「1 トン当たりの CO₂ の価格」 ・ 売買は 1 トン単位、価格は 0.01 元単位で申告
取引方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引システム経由で実施 ・ 協議譲渡・入札またはその他の規定に合致する方式を採用可能※ ・ 購入した取引商品の同日売却は不可、売却資金は同日の取引に使用可

※ 協議譲渡は、取引双方が協議による合意に達し、成約を確認する取引方式

入札は、取引主体が取引機関に売却または購入申請を提出し、取引機関が入札を公告し、複数の主体が譲受または譲渡オファーを出し、約定期間内に取引システムを通じて成約する取引方式

● リスク管理

- ・ 生態環境部は、取引価格に異常な変動が発生した場合、公開市場操作・国家認証任意排出削減量（CCER）の使用法の調整などの措置を講じて、必要な市場調節を実施可能
- ・ 取引機関は、リスク管理制度・リスク準備金制度を要構築

● 争議処置

- ・ 取引主体間に取引に関する紛争が発生した場合、協議による解決、取引機関への調停申請、仲裁機関への仲裁申請または人民法院への訴訟提起が可能
- ・ 取引機関への調停を申請する場合、当事者は書面にて調停申請を提出。取引機関の調停意見は、当事者の確認を経て、調停意見書への押印後に発効

決済管理規則

- 資金決済口座の管理
 - ・ 登録登記機関は、全国炭素排出権取引の統一決済の責を負い、取引決済資金を管理
 - ・ 登録登記機関と取引主体間の業務資金の往来は、決済銀行で開設した専用口座経由での決済が必要
- 決済
 - ・ 登録登記機関は、当日の清算完了後、結果を取引機関にフィードバックし、双方が誤りのないことを確認した後、登録登記機関が清算結果に基づき炭素排出枠・資金を受渡
 - ・ 取引主体は、決済結果について異議がある場合、翌取引日の取引開始までに、書面形式にて登録登記機関に提出
- 監督・リスク管理
 - ・ 登録登記機関は、リスク警告制度を実行し、下記のいずれかの状況が生じた場合、取引主体に状況報告を要求し、関連機関などにリスク警告を発出し、アカウント使用制限などの処置・措置を実施可能
 - ①取引主体の炭素排出枠・資金保有量の変動幅が比較的大きい場合
 - ②取引主体の炭素排出枠が法院に凍結・控除された場合
 - ③その他の国家の法律・行政法規および部門規則の規定に違反する状況

以 上

ご照会先

上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心11階
TEL : 86-(21)-3860-9000

● **上海浦西出張所**

上海市長寧区興義路8号
上海万都中心12階 1、12、13号
TEL : 86-(21)-2219-8000

● **上海自貿試験区出張所**

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心15階15T21室
TEL : 86-(21)-3860-9000

瀋陽支店

瀋陽市瀋河区青年大街1号
市府恒隆広場16階1606室
TEL : 86-(24)-3128-7000

北京支店

北京市朝陽区光華路1号
北京嘉里中心北楼16階1601号室
TEL : 86-(10)-5920-4500

天津支店

天津市和平区南京路189号
津匯広場2座12階
TEL : 86-(22)-2330-6677

蘇州支店

蘇州市高新区獅山路28号
蘇州高新国際商務広場12階
TEL : 86-(512)-6606-6500

● **蘇州工業園区出張所**

蘇州市蘇州工業園区
蘇州大道西2号 国際大廈16楼
TEL : 86-(512)-6288-5018

● **常熟出張所**

常熟市高新技术産業開發区
東南大道33号 科創大廈8楼
TEL : 86-(512)-5235-5553

● **昆山出張所**

昆山市前進東路399号
台協国際商務広場2001-2005室
TEL : 86-(512)-3687-0588

杭州支店

杭州市下城区延安路385号
杭州嘉里中心2幢5階
TEL : 86-(571)-2889-1111

広州支店

広州市天河区珠江新城華夏路8号
合景国際金融広場12階
TEL : 86-(20)3819-1888

深圳支店

深圳市福田区中心四路1号
嘉里建設広場2座23階
TEL : 86-(755)-2383-0980

重慶支店

重慶市江北区慶雲路1号
国金中心T1并公楼20階单元1、15-18
TEL : 86-(23)-8812-5300

大連支店

大連市西崗区中山路147号
森茂大廈4楼-A室
TEL : 86-(411)-3905-8500

SMBC (CHINA) NEWS バックナンバー

SMBCホームページの当NEWSバックナンバーに掲載しております。

http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html

三井住友銀行(中国)有限公司のWeChat公式アカウントには、当NEWSのほか、各種情報を随時発信しております。右記QRコードより、アクセスください。



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。

万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。